

#### (4) 老人保健事業等の推進

##### ア 保健事業第4次計画の推進について

###### (ア) 6事業の推進について

老人保健法に基づく医療等以外の保健事業については、平成12年度より5か年の保健事業第4次計画を策定し、①生活習慣改善等を通じた疾病予防対策の推進、②介護を要する状態となることを予防する対策等の推進、③健康度評価の実施、④多様な主体の参画による健康づくり運動の展開、⑤計画的な保健事業の展開と基盤整備、⑥適切な保健事業の評価等を重点事項として、一層の充実を図ることとしている。

保健事業第4次計画の第2年次となる平成13年度においても、所要の事業量を確保したところであり、各事業のより一層の推進が図られるよう、引き続き各市町村に対する支援等をお願いしたい。

また、保健事業第4次計画の実施にあたって、市町村が地域の実態に即して円滑に各種事業を推進できるよう、平成12年12月に老人保健事業推進・評価委員会を設置し、必要な検討を行うこととしたところである。今後、市町村等の実施状況を踏まえながら、検討を進めていく予定である。なお、検討の結果等については、適宜都道府県や市町村等に必要な情報提供を行っていくこととしている。

###### ① 健康手帳について

保健事業第4次計画においては、市町村が創意工夫を図ることができるよう、手帳の大きさ等に関する規定が廃止されたほか、生活習慣改善等を通じた疾病予防対策の推進を図るために、「生活習慣行動等の把握に係るページ」が新たに設けられたところである。

また、介護保険制度における要介護認定を受けた者及び要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という)についても必要に応じて交付し活用することとしている。これらの点を踏まえ、地域住民の自らの健康管理と適切な医療の確保のために有効に活用されるよう、市町村等への周知をお願いしたい。

## ② 健康教育について

「個別健康教育」については、保健事業第4次計画において、平成16年度までに全市町村で実施されるようその目標を示しているところであり、その定着に向けて、市町村における実施体制等に留意しつつ、積極的な推進をお願いしたい。

また、個別健康教育の従事者に対する研修の指導者を養成するための個別健康教育指導者養成研修を平成12年度から始めたところであるが、平成13年度においても引き続き実施することとしている。詳細については別途通知するが、都道府県等での個別健康教育の従事者に対する研修の実施に資するよう、実践的な内容の研修とする予定であり、研修参加者の派遣等については特段の配慮をお願いしたい。

なお、各種健康教育のうち、「介護家族健康教育」については、平成13年度より、「介護予防・生活支援事業」（在宅福祉事業費補助金）により費用を補助することとしているので、財政措置にあたっては遺漏のないよう了知されるとともに各市町村への周知をお願いしたい。

## ③ 健康相談について

健康相談については、「重点健康相談」「介護家族健康相談」「総合健康相談」として実施することとしているが、地域住民が利用しやすい体制づくりを行うなど、引き続き相談事業の充実を図っていただきたい。

なお、「介護家族健康相談」については、平成13年度より、「介護予防・生活支援事業」（在宅福祉事業費補助金）により費用を補助することとしているので、財政措置にあたっては遺漏のないよう了知されるとともに各市町村への周知をお願いしたい。

#### ④ 健康診査について

保健事業第4次計画では、生活習慣病の予防、介護を要する状態等の予防を図る観点から、新たに「健康度評価」を導入したところであり、その定着に向けて、積極的な取り組みをお願いしたい。

生活習慣行動質問票（A票）、社会・生活環境等質問票（B票）の意義については、「生活習慣・生活環境アセスメントマニュアル」にて示しているところであり、市町村の特性を踏まえ、積極的に活用されるよう周知を図られたい。なお、健康度評価として保健事業費等負担金の対象となるのは、基本健康診査の結果及び質問票の回答結果、その他の情報を総合的に評価し、保健サービスの提供に関する計画等を対象者に提示した場合に限られるので留意されたい。

また、健康診査等の対象者については、老人保健法第22条により、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち保健事業に相当するサービスを受けた場合又は受けることができる場合は、老人保健法の保健事業を行わないこととなっている。これまで、対象者の範囲については、厚生省公衆衛生局長通知「老人保健法による保健事業について」（昭和57年11月17日衛第927号）において示してきたところである。対象者の把握方法については、地域の実状に応じて調査や情報収集、広報などの実施をお願いする。健康診査等の実施にあたっては、その主旨を踏まえ、引き続き適正な実施を図られたい。

#### ⑤ 機能訓練について

介護保険制度の実施に伴い、機能訓練については、閉じこもりや転倒の予防、日常生活の自立の支援など、介護を要する状態となることの予防に重点を置いた事業としており、要介護者等については、原則として機能訓練の対象としないこととしている。介護保険サービスを十分確保することが困難な市町村については、当分の間に限り、要介護者等を機能訓練の対象者として差し支えないこととしているが、制度の趣旨を踏まえ、介護保険制度担当部局との調整を図るなど、適正に運用されるよう周知をお願いしたい。

なお、「機能訓練B型」については、平成13年度より、「介護予防・生活支援事業」（在宅福祉事業費補助金）により費用を補助することとしているので、財政措置にあたっては遺漏のないよう了知されるとともに各市町村への周知をお願いしたい。

## ⑥ 訪問指導について

訪問指導については、閉じこもりや転倒の予防、介護を要する状態になることの予防、生活習慣病の予防、あるいは保健・医療・福祉サービスの活用方法に関する相談・調整等に重点をおいて事業を展開することとしている。

訪問指導の実施にあたっては、医療保険制度又は介護保険制度により訪問看護・訪問リハビリテーションを受けている者に対しては、訪問看護・訪問リハビリテーションと内容的に重複するサービスは行わないことを原則としている。したがって、これらのサービスの提供者と十分に連携を図るなど、適正に運用されるよう、引き続き周知をお願いしたい。

## (イ) 保健事業推進にあたっての基盤づくり等

### ① 保健・医療・福祉の連携

高齢者の健康保持を効果的に推進するためには、健康増進活動や生きがい対策を含む、保健・医療・福祉のサービスを一体的に提供できる体制を構築することが必要である。老人保健事業の実施にあたっては、「市町村・都道府県老人保健福祉計画」や「健康日本21地方計画」等を踏まえ、医療、福祉との連携を図りながら推進していただきたい。

### ② 保険者による保健事業との連携について

各保険者による自主的な事業運営を尊重しつつ、老人保健事業と連携し、効果的に推進する観点から、都道府県に設置される地域・職域保健連絡協議会（11年度までは職域保健連絡協議会）は、地域住民の生涯を通じた保健活動、健康づくりか

らも重要であるので、より一層の活性化を図られたい。

③ 健康診査管理指導等事業について

本事業については、平成10年度から地方交付税措置を講じたところであるが、この事業は、がん、心臓病等の成人病の動向を把握し、また、健康診査の精度管理など質的な面を担保する観点等から、保健事業を推進する上でその重要性は変わらないものであるので、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について」（平成10年3月31日老健第65号、最終改正：平成12年3月31日老健第67号）を参考として、本事業の適切な実施をお願いしたい。

イ 「ヤングオールド作戦」の推進について

「ゴールドプラン21」においては、高齢者ができる限り「若々しい高齢者（ヤング・オールド）」として、健康で生き生きとした生活を送れるようにするための施策を、「ヤングオールド作戦」として推進しているところであるが、介護予防対策、寝たきり予防対策の観点から、平成13年度においても以下の事業を展開していくこととしている。

(ア) 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業について

高齢者や障害を持つ者が、たとえ介護を必要とするようになっても、住み慣れた地域で生活が続けられることを基本理念とした地域リハビリテーションは急性期から維持期にわたる適切なリハビリテーションの提供に加え、在宅ケアと施設ケア、さらに住民参加等も含めたものである。

このため、広い視野に立ったリハビリテーション連携指針の作成や、中核となる施設の選定、保健・医療・福祉関係諸機関への普及・啓発、患者の会等の自主活動の支援等が総合的に推進されることが重要である。このような観点から、引き続き、積極的な推進をお願いしたい。

なお、平成13年度においては、従前の地域リハビリ調整者養成者研修を、地域

リハビリテーション支援体制推進事業の中で一体的に実施することとしているので  
了知願いたい。

#### (イ) 脳卒中情報システム事業について

本事業は、寝たきり予防対策を効果的に進めるため、医療機関から保健所等に提供される脳卒中患者の診療情報等を基に、市町村がこれら在宅の脳卒中患者に対し適切な保健福祉サービスを実施すること等を目的として、平成6年度から実施しているものである。

本事業の実施に際しては、医療機関、介護保険施設、地域の医師会等の協力を得て、また、介護保険サービスの提供にも配慮して、効果的かつ円滑な事業運営が図られるよう努められたい。

### ウ その他

#### (ア) 老人保健強化推進特別事業について

老人保健強化推進特別事業については、平成10年度から都道府県及び市町村において、壮年期からの健康対策、寝たきり予防対策及び医療対策等に重点をおき、老人保健対策を推進してきたところであるが、平成12年度をもって廃止することとなったので了知されるとともに市町村への周知方を願いたい。

#### (イ) 平成13年度保健事業費等国庫負担（補助）金交付基準単価について

平成13年度における保健事業費等負担金及び疾病予防対策事業費等補助金の交付基準単価については、3月中を目途に各都道府県へ連絡することとしているので了知願いたい。

○平成13年度老人保健事業

<事業内容>

1 健康手帳の交付	
2 健康教育	○ 個別健康教育
	○ 集団健康教育
	○ 介護家族健康教育（「介護予防・生活支援事業」へ組替）
3 健康相談	○ 重点健康相談
	○ 介護家族健康相談（「介護予防・生活支援事業」へ組替）
	○ 総合健康相談
4 健康診査	○ 基本健康診査
	○ 歯周疾患検診
	○ 骨粗鬆症検診
	○ 健康診査実施連絡等費
	○ 健康度評価事業
5 機能訓練	○ 機能訓練A型
	○ 機能訓練B型（「介護予防・生活支援事業」へ組替）
6 訪問指導	

<組替する費目等について>

<12年度>

保健衛生諸費 保健事業費等負担金 補助先：市町村 補助率：1/3 都道府県：1/3 市町村：1/3
--

- ・介護家族健康教育
- ・介護家族健康相談
- ・機能訓練B型

⇒⇒⇒

<13年度>

社会福祉諸費 在宅福祉事業費補助金 補助先：市町村 補助率：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4
---